

## 高松市地域防災計画の見直し（改正案）についてのパブリック・コメント実施結果

本市では、平成24年11月1日から11月21日までの期間、高松市地域防災計画の見直し（改正案）についてのパブリック・コメントを実施しました。いただきました御意見の要旨およびそれに対する本市の考え方を、以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

※注釈 提出いただいた意見は趣旨を変えない範囲内で、簡略化または文言等の調整をしているものがあります。

- (1) 意見総数 9件（4人）
- (2) いただいた御意見（要旨）とそれに対する市の考え方

No.	御意見（要旨）	市の考え方
1	高松市の地形や状況に合った参考書的なものを作成配布する。例えば、東北等のような大津波の可能性は薄い。平坦地が広く、山間部もあり、島もあるので、それぞれに合った対策が必要である。	国の被害想定を受け、今後、香川県がより詳細な被害想定を公表次第、本市におきましても、各地域における被害想定を加味した防災マップを作成し、配布する予定です。
2	（自助）家の中において、大きな地震が発生したとき、わが身を守るためにはどうすればよいか。また、台風や洪水のときはどうすれば良いかを教える指針的なものが必要である（ヘルメット一つも常備していない家庭が多いのが実情である。）。	現在の防災マップにおいても、地震が発生した際の対応方法や備蓄について掲載しておりますが、今後、改正・配布を予定している防災マップの中でも、自然災害への対応対策について記載する予定です。
3	（共助）については、先ず、自治会内の連絡体制、日常的に声をかけ合う習慣が醸成される必要があるとあり、そのためにも地区の全員が自治会に加入することが必要である。これは防災のみならず、不法者の侵入防止等有益なことが多い。	<p>昨年の東日本大震災を契機に、自治会が果たす役割は、ますます重要になっており、日々の生活において、自治会活動に参加することで、連絡体制の強化や防災力向上に繋がると考えております。</p> <p>今後におきましても、防災や防犯の観点から、自治会の重要性について、広く市民に啓発することにより、自治会の加入促進に向けて、積極的に取り組んでまいります。</p>
4	（自治会への全員加入について）は、自治会費を0円にして加入促進する方法もある。今の自治会費は、種々会費の肩代わりの支出が大部分であり、これを別勘定にすれば、自治会そのものの維持経費というのは些かなものと思う。自治会費を市で負担して頂きたい。	<p>自治会費は、自治会を運営していく上で必要な経費であり、各単位自治会が、その実情に合わせて、任意に定めております。</p> <p>入会金も含め、高額な自治会費が加入の妨げになっている自治会では、適正な自治会費の見直し等を検討すべきであると考えております。</p> <p>なお、各自治会員が本来負担すべき自治会費を、行政が負担することはできません。</p>

No.	御意見（要旨）	市の考え方
5	<p>通学路や市道に面して危険なブロック塀が多々見受けられるが、対策が進んでいないため、ブロック塀等の倒壊防止対策を行う必要がある。</p> <p>震度5程度の地震により倒壊の危険性がある道路沿いのブロック塀等については、条例等で助成制度を設け、強制的に対応するとともに、新築されるブロック塀等については、建築指導および検査を徹底させる必要がある。</p>	<p>ブロック塀等の転倒防止対策については、現在、窓口でのパンフレットの配布、広報紙による周知等の、啓発を行っておりますが、ブロック塀等の所有者に対し、強制的に対応することは、個人の財産に対する行政の介入には限界があることから、困難と考えております。</p> <p>また、新設されるブロック塀等については、建築物の完了検査時にあわせて、安全を確認しております。</p> <p>なお、助成制度については、「高松市花と緑の協会」が既設ブロック塀を生垣に改修するものの助成を実施していることから、新たな助成制度の創設は考えておりません。</p> <p>（参考） （財）高松市花と緑の協会（公園緑地課内） ・生垣設置の助成制度 （既設ブロック塀を生垣に改修するものも含む。）</p>
6	<p>市民との合意形成を図りながら、もっと時間をかけて、本市独自の現実的な充実した内容のものを計画するべきである。</p>	<p>本市として、直ちに見直しできる部分を中心に今回改正を行います。今後、市民参加による地域防災計画の改正を検討するとともに、地域における防災マニュアル「地域コミュニティ継続計画」においては、地域コミュニティ協議会、自主防災組織、防災士、消防団等、市民と市が協働で、地域独自の現実的な計画の作成を推進してまいります。</p>
7	<p>大規模災害発生後は、被災者の心のケアが重要であり、カウンセリングやDV等の相談窓口の設置が必要である。</p>	<p>県と連携し、相談を受け付けるための必要な窓口を設置するとともに、避難所運営については、女性の参画を推進し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めてまいります。</p>
8	<p>災害復興については、貧困等による弱い立場の人を生み出さないよう、また新たな雇用先についての職業相談ができるよう、取り組みが必要である。</p>	<p>災害復興に関しましては、国の制度等に基づき、民生安定のための救済措置等、必要な措置を講じてまいります。</p>
9	<p>地盤が軟弱な場所における家屋等について、現在の建築基準で大丈夫であるかなど、必要に応じた対策が講じられるよう指導することが必要である。</p>	<p>家屋等を建てる時に、提出される建築確認の際に、建築基準法に基づき、必要に応じて設計者において地盤調査の上、地盤の状況により建物の規模に応じた基礎構造を選定するように指導を行っております。</p>